

者が子どもの重要な支えになって行ける。冊子「親だからできること」などを活用し、今後起こりうる可能性のあることを話し合っていくことも有効である。

しかし、現実には非加害保護者の約6割は加害者を排除せず、子どもの被害の疑いが発覚した後も加害者との生活の継続を選択する。欧米であれば加害者を排除できず子どもの安全を守れない非加害保護者の親権は裁判所によって止められてしまうが、非加害保護者との接触を遮断された被害児の予後への影響は大きく、対応に苦慮しているとの報告もある。日本では子どもの安全を守り切れない非加害保護者と被害児との関係をどのように扱えるかということとはとても大きな課題である。

13-3 安全プラン

子どもが二度と被害にあわないために24時間365日の体制で「仕組み」を作ることが求められる。「仕組み」が確実に作動するためには、公的機関だけではなく、地域の人や親族等の協力も必要となる。「子どもの長期の休みの時はどうするのか」「お盆・正月・法事の際はどうか」「地域で加害者と子どもが接触するおそれがある時どうするのか？」など、どうすれば加害者と被害児の再接触を避けることができるのかを具体的に検討する必要がある。

協力者はもちろん家族全員が家庭の中で何が起きていたのか（加害者が性的な加害を被害児にしていたこと）を知っていることが前提である。事情を知っていて子どもの安全に責任を負えないと協力者とはいえない。その中で、加害者との分離が維持できているか、計画どおりに「仕組み」がうまくまわっているかを、支援者が確認するためにもそれぞれの場面での協力者を明確にする必要がある。被害児も自分の安全を守るためのプランを知っておく必要がある。

こうして関係者全体のソーシャルネットを活用して行くために支援者は、非加害保護者を直接・間接にサポートしていく必要がある。

13-4 子どものケア

子どもには「あなたが二度と同じような被害にあわないようにするためにこの人たちが協力する」ということを知らせておく。また万が一、問題が発生した時にはどのように対処するかをあらかじめ共有しておくこと、それを子ども自身が知っていて、いつ、どうすればよいか、誰が動いてくれるかを分かっていることも子どもの安全・安心のためには重要である。自分の安全が守られていることを、子ども自身が実感できることが、回復に向けての第一歩となる。

14. 警察・検察の関与 告訴・告発に関する支援

性暴力被害直後の状態で子どもの身柄確保がなされた場合、刑事証拠保全を優先する。子どもの身体、衣服に加害者の痕跡（体液・唾・体毛等）が残っている可能性がある場合、直ちに警察に連絡して証拠保全の手続きに入る必要性があり得る。子どもの被害を確認させる画像等の呈示があった場合もその確保については類似の事態である。いずれもその場での刑事証拠保全と加害者の証拠隠滅を防ぐ必要性が優先するため、直ぐに警察に連絡する必要がある。

14-1 刑事司法機関と児童相談所との連携・協働

一時保護中の子どもの性暴力被害やその他の事案が、刑事告発・告訴事案となったり、刑事捜査の対象になった場合、児童相談所は警察・検察が実施する子どもについての捜査において、様々な協力を求められる。警察・検察と児童相談所の連携・協働については例えば捜査情報の提供につ

いての通知（法務省刑事局刑事課長発 事務連絡平成 26 年 6 月 26 日「児童相談所との連携の充実について」／雇児総発 0626 第 1 号 平成 26 年 6 月 26 日「児童虐待への対応における検察との連携の推進について」）、子どもへの事情聴取についての通知（平成 27 年 10 月 28 日最高検察庁刑事事部長通知 最高検刑第 103 号／警察庁 丁刑企発第 69 号、丁生企発第 642 号、丁少発第 254 号、丁捜一発第 121 号／厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長 雇児総発 1028 第 1 号）等が発出されており、それぞれの事案での連携・協働の方針が示されているが、それらは基本的な方針を示すもので、具体的な対応・取り扱いについては、各自治体レベルでの機関どうしの原則的手順の協議・確認や個別事案の要件に即した事例ごとの協議が必要である。

重要な検討点は、①「作業手順の調整」と、②「そこで得られた情報の取り扱い」にある。いずれにおいても児童相談所は「子どもの安全・安心」と「最善の利益」の保証の観点から対応することが重要である。

ア) 警察・検察と児童相談所との作業手順の調整

まず、子どもからの事情聴取を誰が、いつ、どこですか、何を聴くか、どのような手順を設定するかという課題がある。子どもからの事情聴取についての捜査活動と児童相談所の相談対応との調整については、上述の通知においてその基本方針が確認されているが、それぞれの通知を見ると、検察庁の通知では、児童相談所の相談事例である子どもが、事件被害の当事者あるいは捜査上の参考人である場合、子どもへの事情聴取について誰が「代表者」となって事情聴取者になるか、協議すべきことが書かれている。警察庁の通知では、その協議の警察側当事者は「捜査官」と明記されており、また捜査の必要性によっては協議によらず、事件捜査を優先させる場合もあること、警察官自身が子どもからの事情聴取を行うことも想定していることが明記されている。いずれも事件捜査における刑事立件のための情報収集が課題であることを明確に示している。これに対し厚労省の通知では、「刑事立件が想定される重篤な虐待事例など」において「話の内容の信用性確保」のために「共同面接」の実施について協議すること、対象となった子どもについての情報を「可能な限り速やかに」提供すると書かれている。これを上記通知と照合すると、「刑事捜査の対象となった子どもについて」「刑事立件のための事情聴取については、誰がいつそれを担当するか、児童相談所は検察・警察に出来るだけ速やかにその子どもについての情報提供を行うとともに、具体的な対応を協議しなければならない」ということになる。なお、警察・検察と児童相談所の相互の情報共有、つまり、捜査機関側からの児童相談所への情報提供は記載されていない。

想定される課題を整理すると、

- a) 面接の目的：何を聴くか、どのような事情聴取が必要か
 - b) 面接の方法：どこで、誰が、何回程度、面接するか。警察・検察が面接者となる場合、児童相談所職員がその場に立ち会えるのか。
 - c) 面接までの計画：いつ、どのような基準で面接者や面接場所を決めるのか。
 - d) 面接の手順：面接に先立つ事前告知、子どもの全般的な状態把握、臨床的評価・判断、面接直後からのケア・サポートなどの体制について、どのようなチーム体制が組める
 - e) 面接の告知：検察・警察が刑事捜査対象として面接することを、いつ誰が、そのように子どもに告知するか。
 - f) これらの調整において意見や方法について関係者の間に齟齬が生じた場合、誰が何の権限で、いつ、判断・決定を下すのか。などが挙げられる。児童相談所としてはこれらの各要件において、子どもの最善の利益の保証の観点から対応することが要請されている。
- また、これらの課題は、子どもへの関与の端緒が警察・検察の側から始まっている事例か、児童相談所の側の対応から始まっている事例かによっても手順が異なってくる。

イ) 得られた情報の取り扱い

基本的に刑事証拠となり得る情報は証拠保全手続きが取られた時点で、児童福祉領域では使えない情報となる。もとより捜査途上で知り得た情報を被疑者側に属する保護者や関係者、第三者に知らせることは想定外の事態である。子どもからの事情聴取の内容がこれに当たる場合、その扱いが課題となる。

まず、児童相談所は親権を制限して子どもを保護している理由を親権者に告知しなければならない。また、行政機関としての説明責任が問われる範囲で、子どもに関する情報を保護者・関係者に告知しなければならないし、さらに子どもの証言に従って保護者・関係者に事実経過について調査・確認しなければならない。その際に詳細な子どもの証言や調査経過を保護者や加害が疑われる人物に対して呈示することに制限が加えられるとしたら、不都合な事態が生じ得る。児童記録にこうした情報を残すことも、後の行政訴訟等での記録開示の可能性を考慮するとデリケートな問題である。

この点をめぐっての調整は個々の事案ごとにかなり複雑な様相を呈すると見込まれる。課題を整理すると、

- a) 警察・検察が自ら聴取した情報について、児童相談所は同時にどこまで共有情報・相談記録とすることができるか。
- b) 児童相談所が聴取した情報を、警察・検察が捜査情報とした場合、児童相談所はその情報を児童福祉対応上の情報として、どの程度まで保護者に対して自由に使えるか、の2点になる。ちなみに先の平成26年の法務省の通知では、検察が提供した情報について児童相談所が「被疑者をはじめとする事件関係者やその他の第三者にこれらの情報を伝えることが無いよう申し入れる」とされている。捜査情報についての当然の要請であるともいえるが、児童相談所がその情報を端緒として子どもの安全確認、緊急保護などの対応をとった際の理由の説明責任との兼ね合い、児童記録上の取り扱い、行政訴訟等における情報開示の範囲などには重要な検討課題がある。

これに付随することとして、

- c) 検察が代表者となって子どもから事情聴取する場合、児童相談所職員がその場にどのような要件範囲で立ち会えるか（当然そこで見聞した情報を児童福祉機関側が使える条件は何かも）。
- d) 警察の捜査官が事情聴取する場合、児童相談所職員がその場に立ち会えなくなる条件はあるか。
- e) 検察、警察の事情聴取について、刑事証拠保全手続きがとられる場合、児童相談所職員はまず、その情報に接触できるのか、できたとして児童記録に残せるのか。それを根拠とした児童福祉上の措置等の対応がとれるか、⑤ 児童相談所としての親権への制限、保護者・家族への対応において、検察・警察が関与した情報をどこまで呈示できるか、などが検討確認を要する課題として挙げられる。

14-2 情報交換の確認

児童相談所が自ら告発者となって警察・検察に情報提供する場合と、緊急の事件通報を除いて、児童相談所がその相談活動に於いて知り得た情報を警察・検察に提供する場合、その情報提供は個人情報の目的外使用としての手続きをとることが原則となる。またそれらの情報が事情聴取等を通じて刑事証拠として扱われる場合、将来、その情報が法廷での証言の対象となり得ることも想定して対応することが必要となる。

警察・検察が何らかの事件捜査の対象として子どもへの事情聴取を実施する場合、あるいは子どもについての情報収集をする場合、どの程度の情報が児童相談所に対して提供可能か、捜査段階で

は、起訴段階では、起訴猶予や不起訴になった場合、公判中の場合、判決が確定した後など、条件別に事案の情報交換とその情報の取り扱いについてあらかじめ整理し、確認しておくことが必要である。検察・警察側から提供された場合でも、その情報を知らせてもよい範囲はかなり限られる可能性があるので注意が必要である。

14-3 保護中の子どもが事情聴取を受ける場合の対応

一時保護中の子どもが被害者あるいは参考人として警察・検察の事情聴取を受ける場合は、児童相談所職員が立ち合う、付き添うことを原則とする。一時保護所の運動場など、児童相談所の敷地内であつ、開放的な場所で遊びながら話合うなどの場合には、その過程を不適切に邪魔しない程度に離れて見守るなどの配慮は必要だが、基本的にそのプロセス全体に特定の職員が子どもへのサポーターとして配置されることを基本とする。

一時保護中の子どもが被害者あるいは参考人として警察・検察の事情聴取を受ける場合、まず要請を受けた児童相談所が子どもの心身の状態について、事情聴取を受けることが可能か判断したうえで、具体的な日時、所要時間、場所、付き添い人の設定等につき、警察・検察と協議・確認してから実施されることになる。

本人への説明をいつ、誰がするかについては原則的に児童福祉司が前日までに行うことが適切である。被害者あるいは参考人としての捜査のための事情聴取は原則的には任意の協力要請であり、児童福祉機関としてその要請を承諾・承認した場合には、本人への告知をもって実施するものである。ただし、本人が特に強く事情聴取を忌避した場合、あるいは児童相談所の判断として子どもの心身の安全・健康上重大な問題が危惧される場合には、まず児童相談所としての方針を確認した上で、関係機関どうしでよく事前協議し、限界設定を確認しておく必要がある。

人員の手配がつかないために一時保護所の職員に付き添い・立会いを依頼することも現実的にはあり得るが、風邪などの医療機関受診とは大きく意味の違う場面・経験なので、可能な限り担当児童福祉司が付き添うことが望ましい。

特に法的に繊細な課題、慎重な対応が必要とみられる場合、後の法廷証言等に結びつく可能性がある場合には、児童相談所の依頼による弁護士の付き添いを依頼すること、本人の精神状態に課題がある場合には、精神科医等の付き添いも考慮するなど、配慮が望まれる。

14-4 告発・告訴に関する支援

告発・告訴は誰か特定の個人の刑事処罰を求める行為であり、基本的に児童福祉上のケアとは併行して進む作業と捉えられる。ただし、その多くは、初期の対応が一段落した段階から始まり、子どもへのケアとはタイミングがずれていることが多い。告発・告訴のプロセスでは長期間、詳細な被害時点の事実関係に関わりのポイントが絞られるため、子どもにとってはかなりのストレスになることがあり、それを見越した初期段階からの妥当性・安全性、サポート体の検討が重要となる。ここではその初期段階にあたる一時保護所での対応・支援に焦点をあてる。

ア) 児童福祉司・児童相談所の対応

児童相談所の告発は、児童相談所としての意志決定で行われる行為だが、同時に本人の意向はどうなのか、また、被害者本人が事情聴取や出廷に応じられるかどうかの吟味・検討が重要である。子どもの証言がどの犯罪の要件を満たすか、捜査関係者と事前に十分協議・確認しておくことも重要である。加害者処罰を目的とする告発は、子どもにとってはそれまで一緒に暮らしてきた家族・同居人を訴えるという特異な状況であり、非加害保護者や他のきょうだい、親族との関係も微妙となる。

告訴は本人が強い処罰感情をもって行う場合か親権者・非加害保護者が告訴を強く望む場合に行われる。被害者本人が告訴を強く望む場合、被害者の初期の回復段階としての激しい怒りの段階と関係しているかもしれず、その感情状態は回復の過程に従い、推移して行く場合があると理解しておく必要がある。告訴においては冷静に、あらかじめ様々な経過と最終的な結果（望まない結果を含む）を想定しながら物事を進めていくことが望ましく、最終的には加害者に罰を与える結果よりも、被害者の正当性、被害の不当性を確認し、加害者の行為を法に照らしてその司法判断を問うた、ということに力点を置くべきである。

親権者・非加害保護者が告訴を強く望む場合には、その親自身の感情と事実認識、親子関係と子どもの非加害保護者への罪障感、加害者への処罰感情について検討することが支援において重要となる。被害者本人が事情聴取や出廷に応じられるか、子どもの証言がどの犯罪の要件を満たすかの検討も当然であるが、ポイントは親権者・非加害保護者の加害者への怒り、処罰感情だけのために子どもが無理をして協力しなければならなくなることへの注意である。

告発・告訴については弁護士会が作成した冊子「あの人を訴えたいと思ったら」などを使って、事前に子どもとよく話し合うこと、子ども本人に法定代理人としての弁護士を設定すること、長期の司法手続きに持続して支援できる支援者体制を準備することが重要となる。

イ) 一時保護所の職員の対応

告発・告訴は申立人の意志に基づいた行為であり、一時保護所のケアとしては子どもの気持を聴き、児相担当者との情報交換することが重要で、告発・告訴の意思決定そのものについて関与するものではない。ただし、いったん告発・告訴の方針が決定されて物事が進み始めたら、被害当事者の子どもの心身の安全を守る観点からのサポートが必要となる。

15. その他の支援 留意事項

15-1 加害の性の扱い：同性からの被害児の生活処遇

加害の性が生物学的な男性であるか女性であるか、また性役割における男性であるか、女性であるか、さらには特定の性役割の区別のない関係であったか、分かっている範囲内でその加害者に近い特性を持つことが判っているケア担当者は、子どもとの距離の取り方、子どもが受ける主観的な印象、反応に注意を配る必要があり、チーム処遇として、担当や職員配置の工夫も検討する。特に子どもが主観的に感じているストレスがとてもしつような場合には、子どもとよく話し合うことが望ましい。

基本は、侵襲的とならない距離の取り方、明示的、予告的なコミュニケーションの取り方の徹底が重要であり、露骨な回避行動や忌避的態度をとるだけでは問題解決にならないと理解しておくことが必要である。

性的なニュアンス、性的関心のニュアンス、性的侵入・侵害感というものは極めて非言語的、無意識的なとっさのしぐさ、視線、発話の音調やタイミング、呼吸などを通じて主観的に受け止められる事柄であり、できれば、日常生活行動について集団で互いに観察し、気づいたこと、感じたことからフランクに課題整理を行うことが必要である。

15-2 女性からの被害の男児

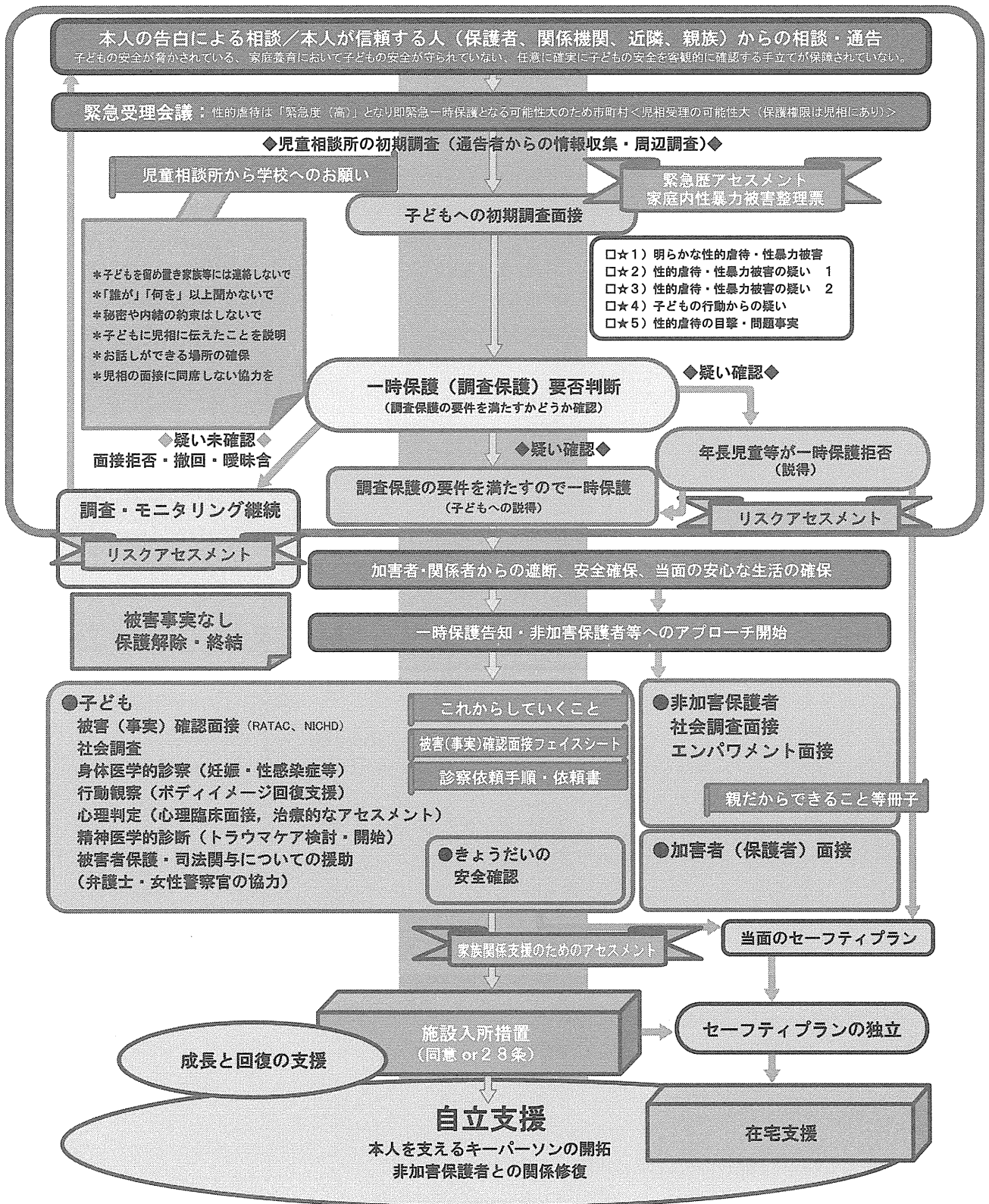
年長女性からの被害男児はしばしば被害認識が希薄で、むしろ自分は得な経験をしたといった解釈で自らの経験を語ることが多い。ところが、実際の対人行動や生活行動をみると、女性への攻撃

性・挑発性の昂進がみられたり、不安感の高さ、孤立的な態度を示したり、低い自己評価、自暴自棄的な罪障感や投げやりな態度を示すなど、被害経験に特有な態度・行動を示すことが多くみられる。

年長女性からの性被害にあった男児では、女性への攻撃性の昂進がしばしば認められ、治療的なアプローチの対象であると同時に、生活場面では、不当な侵入的・侵害的行為はそのつど明確に指摘して指導するといった対応が必要となる。

15-3 性同一性障害の対応

性同一性障害の対応では入浴とトイレをどうするか、居室をどうするかが先ず課題となり、集団場面だけの統一的な対応は難しい。物理的な環境条件、人数、集団の状態によって工夫の仕方は変わるが、まず個別の対応を設定し、徐々に集団場面での対応を当人と話し合いながら工夫することが必要である。子どもとのコミュニケーションでは、窓口となる職員を固定して継続的に話し合っていくことが必要である。



※リボン＝アセスメントやシート
 ※巻紙＝適宜使用する各種フォーマット（書式）

Ⅱ 分担研究報告書

2-1 性的虐待・家庭内性暴力事案の非加害保護者を中心とした家族支援の在り方に関する研究

性的虐待・家庭内性暴力事案の非加害保護者を 中心とした家族支援の在り方に関する研究

研究分担者 岡 本 正 子（大阪教育大学教育学部 特任教授）

研究要旨

性的虐待/家庭内性暴力被害を受けた子どもへの支援に不可欠な非加害保護者への支援にむけて、実務的で有効性の高いガイドラインを策定する目的で、平成 26 年度は全国の児童相談所 207 か所を対象に質問紙調査を行い、173 か所（46 都道府県 18 市）より回答（回答率は 83.6%）を得た。また、質問紙調査の内容の実際を把握する目的で、調査回答を踏まえて抽出した児童相談所へ調査依頼を行い、調査協力を受諾した 6 自治体（千葉県、神奈川県、愛知県、沖縄県、横浜市、熊本市）の児童相談所へ、平成 26 年度と 27 年度にかけて聞き取り調査を実施した。加えて施設側から見る非加害保護者支援の現状と課題を把握するために、情緒障害児短期治療施設嵐山学園への聞き取り調査を実施した。

全国児童相談所への質問紙調査の結果は、平成 26 年度報告書で報告しているが、それを踏まえて行った聞き取り調査からは、調査した児童相談所すべてにおいて非加害保護者を初期対応時点から支援対象として支援している状況がより明らかになった。また先進的な児童相談所においては、初期対応時の支援のみならず、初期対応後や施設退所後の在宅支援についても、地域支援機関や学校との連携の中で、一定期間支援している状況が把握された。しかし全体的な傾向として、非加害保護者・家族支援は、事例数が少ない自治体においては担当者の経験則で行われている状況もあり、そのスキルの伝承が困難という実態も示された。さらに性的虐待と DV の軸で見た時に、両者が同時に起こる可能性があるとの認識はもっていたが、DV 構造の中で生きている非加害保護者の理解や支援の在り方についての児童相談所職員の経験は乏しく、また DV 相談機関との実効性のある連携に関しても課題が多いことも明らかになった。

これら二つの調査から、現状として「非加害保護者支援」の概念の統一はまだ十分ではなく、また現実的な取り組み状況は多様で、その概念の共有や支援の在り方に関しては開発途上にあると考えられた。これらから、現時点においては非加害保護者・家族支援に関しては、ガイドブックの有用性が高いと判断し、今回はガイドブックを作成した。作成に当たっては、質問紙調査と聞き取り調査から得られた現状や課題、およびガイドブックへの現場のニーズ等について、児童相談所や婦人相談所等で臨床実践を行っている実務家と学識経験者とで構成する研究班での複数回の討議を行い、また文献研究を通して項目を選定し、「性的虐待を受けた子どもを支える非加害保護者への支援（提案型ガイドブック 2015 年）」を作成した。

《研究協力者》	薬師寺 真	岡山県倉敷児童相談所
	青井 美帆	岡山県福祉部子ども未来課
	薬師寺順子	大阪府福祉部子ども室家庭支援課
	前河 桜	大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課
	河野真寿美	大阪府富田林子ども家庭センター
	佐藤 朋幸	大阪府東大阪子ども家庭センター

島 ゆみ	大阪府中央子ども家庭センター
氏原 奈穂	大阪府中央子ども家庭センター
丸橋 正子	大阪府池田子ども家庭センター
伊庭 千恵	大阪府障がい者自立相談支援センター
佐々木敦志	大阪府障がい者自立相談支援センター
増井香名子	大阪府女性相談センター
加藤 典子	東大阪市子どもすこやか部子ども子育て室子育て支援課
渡邊 治子	社会福祉法人大阪水上隣保館
平岡 篤武	常葉大学教育学部心理教育学科

A. 研究目的

性的虐待・家庭内性暴力被害に遭った子ども自身と、子どもの回復に重要な非加害保護者や家族支援に関する、より実務的で現場のニーズに即したガイドブックを作成する。

B. 研究方法

- 1 児童相談所及び情緒障害児短期治療施設への聞き取り調査
- 2 文献研究、および研究班メンバーによる討議

< B-1 聞き取り調査 >

1 調査目的

平成 26 年度に全国児童相談所を対象に行った質問紙調査の内容について、より具体的な取り組みを把握し、ガイドブックの内容に関する意見交流を行うことを目的に、複数の児童相談所への聞き取り調査を行う。また被害を受けた子どもが治療目的で入所する施設側から見る非加害保護者支援の現状と児童相談所との連携の把握を目的に、情緒障害児短期治療施設への聞き取り調査を行う。

2 調査期間

2015 年 10 月

3 調査対象と調査方法

(1) 調査対象機関

1) 児童相談所

平成 26 年度質問紙調査の回答を踏まえて調査協力を依頼し受諾した 3 児童相談所
千葉県児童相談所、愛知県春日井児童相談所、沖縄県中央児童相談所

2) 調査依頼を受諾した情緒障害児短期治療施設

嵐山学園（施設検討班研究協力者の所属施設）

(2) 調査項目、及び調査手続きと調査方法

1) 調査項目

調査項目は、平成 26 年度調査時に研究協力者による数回の討議を経て作成した項目に若干の修正を加え、大阪教育大学倫理委員会の承認を得て決定した。(別紙 1)

2) 調査手続き及び方法

調査手続きとしては、26 年度質問紙への回答者を通じて、当該児童相談所長へ調査依頼を行い、受諾した機関を対象とした。また調査は、当該児童相談所へ 2 名の調査者(研究班メンバー)が訪問し、事前に送付していた調査項目について、半構造化面接に準じた聞き取り調査を実施した。表 1 に、平成 26 年度及び 27 年度に聞き取り調査を行った、対象児童相談所および調査日時を示す。

対応者は、各児童相談所 1～2 名(管理職および児童福祉司、或は管理職と児童心理司)であるが、千葉県では性的虐待プロジェクトチーム所属の 11 名であった。

また情緒障害児短期治療施設へは、3 名の調査者(研究班メンバー)が訪問し、聞き取り調査を行った。

表 1 聞き取り調査対象機関、調査日時

調査対象機関	調査日時
熊本市児童相談所	平成27年 2 月13日
横浜市中央児童相談所	平成27年 2 月27日
神奈川県中央児童相談所	平成27年 2 月27日
千葉縣市川児童相談所	平成27年10月 1 日
愛知県春日井児童相談センター	平成27年10月 1 日
沖縄県中央児童相談所	平成27年10月 5 日

(3) 分析

平成 26 年度に調査した 3 自治体の児童相談所を加えた 6 児童相談所(表 1)の聞き取り調査の結果について、研究班メンバーによる比較検討を行った。その際、ガイドブックに反映できる一部の項目に関しては、KJ 法を参考に検討し、整理した。

(4) 倫理的配慮

調査実施に当たり、大阪教育大学倫理委員会の承認を得た。(別紙 2 参照)

C. 研究結果

調査項目は別紙 1 に示すように多岐にわたるが、本報告では、①性的虐待の近年の傾向、②保護者への対応状況と非加配保護者と面接で扱う内容、③非加害保護者の「子どもを守る力」のアセスメント、④非加害保護者への支援の実際、⑤施設入所後の支援と機関連携、⑥性的虐待における DV 相談との関連、⑦非加害保護者支援ガイドラインに関するニーズ、⑧対象児童相談所の課題や取り組みを進めている事の項目について分析する。

1 性的虐待の近年の傾向(通告経路、家族背景、加害者の状況など)

表 2 に示すように、性的虐待からみる近年の傾向は、①件数の増加や、②児童相談所における性的虐待対応ガイドライン策定以降の対応の変化(通告から確実な対応の実施)が見られる。また都市部(千葉県や横浜市)では、きょうだい間家庭内性暴力被害の増加や、男児の被害、女性の加害者も経験している。③メディアの影響に関しては、SNS 被害など、今日的な被害状況がみられる

ところもあるが、まだそれほど感じないというところもある。④ E 児相においては、E 児相の課題としての家庭基盤の弱さやアルコール問題などが挙げられている。

表2 性的虐待からみる近年の傾向

調査対象機関	
A	①件数の増加。通告する側も受け取る側もアンテナがよくなっている。 ②ガイドラインができた時期の前後で対応が変わり、以前は内容が不確かなため対応していなかったケースでも、今は対応しており、まずは児童の安全確保を徹底している。 ③ネット情報が得られやすい時代で、SNSの被害もある。低年齢化しているか？性刺激に曝されている印象。出会い系の被害もある。 ④男児の被害も見られる。また母が加害者の事例もある。
B	①性的虐待の件数は、年度によって増減する。 ②虐待者が実父の場合とそれ以外は半々。
C	①今までは相談に上がらなかったケースが、市児相ができたことでつながってくる印象がある。
D	①きょうだい間の性被害・加害が増えている。加害者きょうだいについての母からの相談もある。 ②ネグレクトケースとしての性的虐待も見られる。 ③学校やスクールカウンセラーからの通告もある。 ④5～6年前は子どもの抵抗などで保護できないケースがあったが、ガイドラインができてからはあまりなくなった。通告からのタイムラグがない方が保護しやすい。 ⑤養父や姉からの男児への性的虐待もあり、聞き取り要員として男性職員も増やす必要がある。
E	①平成26年度は心理的虐待が増加しているため性的虐待の割合は減少しているが、他県に比較して多い状況がある。数字にまどわされるのではなく、性的虐待は重くうけとめ、それ相応の対応が求められている。 ②課題として、一つはアルコールの問題があり、他には家族基盤の弱さがある。1人親家庭が多く、所得が低く、子どもの貧困もワーストに入る。 ③学校や友人に話すケースが多いように思う。
F	①家庭内で起きており、加害者は実父や養父（継父）。きょうだいケースもたまにある。 ②メディアの影響は特に感じない。

2 非加害保護者への対応と支援—初期対応時点

(1) 初期の保護者へのアプローチ

6 児童相談所（以降児相）における初期の保護者へのアプローチを表3に示す。D 児相の聞き取りからは、初期対応時の非加害保護者へのアプローチの実際、非加害保護者へ対する姿勢や工夫（オープンな姿勢で見通しを伝えることや非加害保護者を行為の主体者としてエンパワーしていく）などが示されており、また教育との連携の課題や、医療機関との連携があればスムーズに動くことが語られている。また質問紙調査結果から見られたように、大部分の児相では加害保護者との接触が難しいケースがあるが、F 児相では、現時点で面接を拒否されたことはないとのことであった。

非加害保護者へのアプローチとして、E 児相では現時点ではショックを受け止め法的手続きの話をするくらいと語られている。その際、B 児相で語られているように、子どもも対応と保護者対応の職員を分けたほうがよいとの議論は、他の児相においても共通の課題と思われる。

表3 初期の保護者へのアプローチ

調査対象機関	
A	①加害者とも基本的に接触を試みるが、加害者に接触できないこともある。 ②加害者と非加害保護者が一緒に来所した場合は、別々に対応することも多い。 ③性的虐待は保護率が高いが、保護できなかったのは年長児で保護を拒否したケース。 ④母が加害者側につくと対応が難しい。
B	①100%面接するという気持ちでやっているが、結果的にアプローチできないこともある。 ②子ども対応職員と保護者対応職員を分けたほうが良いとの議論もある（支援者が子ども側に立つと攻めがちになる）。
C	①性的虐待は他の虐待の初動とその後が違うので、ぜひマニュアルを作ってほしい。聞き取る内容とアセスメントが大事。 ②非加害親からDVの話が出ればDVの中身も聞くようにしている。 ③「心配なケースも保護する決まりになっているのです」と言い切るようにしている。
D	①対応として、まずは、非加害親へ連絡を取る。 ②一保の理由と今後の流れを説明する。性的虐待疑いについては、オープンにしたほうがよい。先の見通しについてきちんと説明すると（最初の反発は）収まってくることが多い。 ③「加害者分離」が原則で、そのうえで「どのように安全を作るか」考えて提示してほしいと伝える（職員が提示したものは長続きしないので、親自身で考えてほしい。職員は協力していく。） ④初期対応で困ることとして、「学校が何度も聞いてしまっていること」がある。学校への研修は必要で、全県下の養護教諭の研修に組み込んでもらおうとしているが、なかなかできない。 ⑤関係機関の協力があればスムーズである（医療機関等）。
E	①非加害保護者に対しては、ショックを受けとめたり法的手続きの話をするくらいのアプローチである。
F	①加害保護者・非加害保護者両方に面接する。拒否されたことはない。被害事実があったか子どもから聞き取った内容を確認することがメイン。

(2) 非加害保護者への支援の取り組みと内容

4 児童相談所の回答からみると、初期対応時点は、パンフレット等を用いて、混乱した気持ちの受け止めを行っており（表4）、今後についてはA児相のように、具体的な取り組みの方向性を示しているところもある。

表4 非加害保護者への支援の取り組みと内容

調査対象機関	
A	①初期対応はある程度充実したが、その後の支援は今後充実させたい。 ②現在、「あなたへのメッセージ」を一緒に読み進めるなど。 ③心理としては、エンパワメント面接を広めたい。
B	①児相の指導にのれる保護者であれば働きかけ、支援している。 ②対立しながらも経過を踏んでもらう。内容はアンケート5ページの内容。ツールを使ってというより、面接を通じて進める。

C	①加害者と非加害保護者それぞれ別に心理教育した経験あり。その際、加害者へはロードマップ、非加害保護者へは「あなたにできること」を用いた。 ②心理教育は、いろいろな教材を集めて個別にアレンジして使用しているが、全員にはできていない。
D	①パンフレットを用いて混乱した気持ちを受け止める。 ②非加害親が子どもの安全を守る支援者になれるか、評価する。

(3) 非加害保護者との面接・支援における困難、および支援の展開

1) 面接・支援における困難

ここでは、①非加害保護者に対する支援者の姿勢（A 児相と B 児相）、②非加害保護者の能力的な課題（B 児相、F 児相）、③非加害保護者支援までは行えていない / 扱える支援内容の限界（D 児相、E 児相）、④支援に必要なリソースの少なさと整理できる。調査対象機関は、性的虐待に先進的に取り組んでいる・あるいは前向きにアプローチしている児相であり、それら児相が語っている4点は、支援者の姿勢の重要性や、今後の支援の可能性と限界性、支援ネットワークの必要性和不十分さを示している。

表5 非加害保護者面接・支援における困難

調査対象機関	
A	①母の捉え方として、初めから加害者としては見ないように統一している。そうしないとサポートタイプになれない。 ②様子を見ながら、エンパワメントしながらどう動くか判断していくことになる。
B	①非加害保護者の能力的な要因による難しさ。 ②担当者は子どもの気持ちに立ってしまい、そのつもりがなくても相手が責められている気持ちを抱かせてしまうなどがあるため、その場合は別の担当者の面接を検討。
C	①非加害保護者につかみどころがなく、最後まで見立てられなかったケースがある。
D	①母支援まで手が回っていないと思う。 ②(加害者の) 支配関係が厳しければ、子どもを守る力は難しいとの印象がある。
E	①非加害保護者に対しては、ショックを受け止めたり法的手続きの話はしているが、逆に言えばそれくらいしかできていない。 ②他に何ができるだろうかという思いはあるが、初期については、子どもと加害保護者への対応が中心にならざるを得ない。
F	①母に精神障がいや知的障がいがある時、何とか加害者を許して生活を一緒にしたいという意向が出て来る場合がある。その場合、児相としては問題点を示すが、母自身で答えが出てこない。 ③母を多岐にわたって支援していく実際のサービスが必要だが、現実にはそのような資源が少なく、担当は苦慮している。

2) 非加害保護者との面接・支援における展開

6 児相ともに、「子どもの安全を守る」という意味で、結果的に離婚や別居など、子どもの生活圏内に加害者がいない状況に展開した場合を挙げている。またそのきっかけとして裁判や警察の関与（加害者の逮捕、連携）が挙げられているが、A 児相のコメントは、大きな局面の変化前後にお

ける非加害保護者の心理的状況を把握した支援の必要性を示している。

表6 面接・支援の展開

調査対象機関	
A	①裁判が絡むと複雑化することがある。 ②母が子どもを守り切って離婚し新しい生活を始めたが、母は「本当に、これでよかったですでしょうか？」とのケースもあった。
B	①子どもの安全を守るという意味で、非加害保護者が離婚や別居等、被害児の側に立って動いてくれる場合。 ②学校から警察への通告で、最初に警察が動き加害者を逮捕したケース。
C	①児相の介入後、非加害保護者のエンパワメントを意識した継続面接や心理教育を実施。一時揺れたが母子生活支援施設の利用など支援を継続。 ②ワーカーと心理司の連携。ケースワーク的な支援もかなり行う。
D	速やかに離婚した。
E	①母自身がもともと気になっていたり気づいていたりするケース。 ②母自身に性被害があったケースはすぐに加害者と別れており、その場合母が意識が持てるかどうかにかかっているように思う。 ③県警との協定で認知した虐待事案を情報提供し合うことになっている。そのため、加害親への対応は、警察の協力を意図的に得ている。加害親の面接を警察でしたケースもある。
F	別居、離婚に至ったケースもある。

(4) 非加害保護者の「子どもを守る力」のアセスメント

1) アセスメント時に考慮している点、アセスメント時の非加害保護者の態度

非加害保護者の「子どもを守る力」のアセスメント時に考慮している事、その時の非加害保護者の態度について、表7、表8で示している。考慮していることをまとめると、ア) 非加害保護者の持っているリソース（経済面、親族に事実を話すことができるか、身近な相談機関の有無と機関へ確実につながれるか）と、イ) 虐待事実が発覚した時の反応、ウ) 子どもの気持ちの理解や子どもへの謝罪、エ) 加害者との関係性、オ) 非加害保護者自身の自己肯定感や自尊心と整理できる。

また非加害保護者の態度として、子どもを信じて守る姿勢の場合と守る姿勢が不十分/守れない場合があると認識している。子どもを信じて守る人が多い（C児相）との感触を持っている児相や、迷いながらも対応を勧めた人が多い（A児相）、早い時間で決意できる人は少ない（B児相）など、非加害保護者が自己決定をしていく際に、時間がかかると認識している児相もある。さらに、非加害保護者自身の課題（E児相）や、エンパワメントという関わりのみでは動けないケースもある事も語られている。

表7 アセスメント時に考慮している事

調査対象機関	
A	①経済的な面。 ②DVの場合は、共依存している場合が多い。今考えると、背景にDVがあったケースは多い。

D	<ul style="list-style-type: none"> ①親族に話ができるか。 ②非加害親が自発的に「ごめんね、助けられなくて」と言えるか。 ③子どもが告白したことを責めていないか。 ④母と子の利害は別と認識しているか。 ⑤子どもは言うに言えなかったと思えているか。 ⑥早い段階で実際に動けるか（経済的な手立てを作る / 親族に言うなど）。 ⑦正直に自分の気持ちの揺れを言葉にできる人は信頼性がある。 ⑧基本、子どもの言うことを信用している人が多い。
E	<ul style="list-style-type: none"> ①非加害保護者を理解するポイントとして、その母自身の自尊心や自己肯定感がどうかという点がかかり重要と感じている。 ②自尊心が低くてもサポートしてくれる親族がいるのかどうかに留意している。
F	<ul style="list-style-type: none"> ①身近に母を支援できる存在の有無。 ②相談できる機関があるか、その際、実際につながるかどうか重要なポイント。 ③経済状況を整えること。生活保護等の支援を受ける意思があるかなど。

表 8 非加害保護者の態度

調査対象機関	
A	<ul style="list-style-type: none"> ①迷いながらも対応を進めてくれた母親が多い。 ②子どもの語ったことを信じると表現するがすぐに守る行動に移さない場合は、子どもと加害者の両方のいう事を信じるし、どちらのいう事も信じられないという事と思う。
B	<ul style="list-style-type: none"> ①力のある親はスパッと別れて、「出て行きなさい」と言うとか、警察に行くなどするが、そう動くケースは少ない。 ②子どもの語ったことを信じると表現するがすぐに守る行動に移さない場合は、自分たちが生活できなくなる等の要因がある。その場合、エンパワメントという関わりで動くレベルではなく、親として機能していない。
C	<ul style="list-style-type: none"> ①子どもの言ったことを信じて守るケースが多い。 ②の人も多いが、基本的に行政の指導に従う人が多い。
D	<ul style="list-style-type: none"> ①子どもを守る姿勢がある場合や、虐待を認めず守る姿勢が不十分な場合などがあるので、それぞれに即したガイドラインが必要。
F	<ul style="list-style-type: none"> ①子どもの語ったことを信じて守る行動をとる保護者は実際にいる。 ②信じると言うが実際に行動に移さないのは、児童相談所などが介入する前の夫婦関係による。もともと辟易していた場合は、子どもの被害事実が相手への底打ち体験になるのではないかと。背景要因の例としては、知的障がいや、外国籍などがあつた。非加害親の喪失感を支援者の言葉だけでは埋めきれない難しさがあり、他機関ともうまくつながらない場合は離別が難しい。

3) 被害を受けた子どもの、非加害保護者に対する表現

「非加害保護者が子どもを守る力」を把握するさい、被害を受けた子どもの言葉（表 9）は、非常に重要な意味を持っている。子どもの言うことを信じる行動をとる母親に対する子どもの評価は高い（A 児相）が、初期対応時点では、子どもの表現は様々（A 児相、B 児相、D 児相）である。非加害保護者に対してははっきり怒りを表現する子どもは少なく（A 児相、B 児相、F 児相）、一方で「好き」との表現もない（B 児相）印象がある。また母をかばう（A 児相、F 児相）表現も見られる。

情短施設の聞き取りでは、「事実は認めるが、加害保護者と別れられない非加害保護者に対して、怒りたいが怒れないことであきらめの発言もよくある」ことや、「非加害保護者への思いが複雑で、語れないという児も多い」ことが語られた。

表9 非加害保護者に対する、被害を受けた子どもの表現

調査対象機関	
A	①母の印象は必ず聞く。年長児であれば「お母さんかわいそう」との発言もある。 ②子どもの言うことを信じ守る行動をとる母親について、子どもの評価は高い。 ③「私が傷ついたことを大人にはっきりはわかってほしい」と語った小学生もいた。
B	①子どもの受け取り方もさまざまあるが、「お母さんなんと言っているの？」等。 ②家族を壊したという罪悪感がある。 ③母に対してネガティブな発言（「許せない」など）をする子どもは少ない印象。一方で「好き」という表現もない。 ④エネルギーがあまりないイメージ。エネルギーがある子どもは、別の課題（非行）などで表現しているのかもしれない。
C	①今まで、意識して質問したことがない。児相が母を独自にアセスメントしている感じ。「母は虐待のことを知っているか」とは聞いていたが、「母は守ってくれるか」とは聞いていないことに今回の質問を見て気づいた。今後は取り入れたい。
D	①子どもによって様々。「母とは別れたくない」「母に言ったが何もしてくれなかった」など。 ②子どもが告訴を希望し、母もそれを後押しできた事例もある。逆に母が訴えないようにと動くこともある。 ③信じないことはないが事態を軽く評価してしまうケースもある。
E	①この項目は、具体的にこのように聞こうとしているのではないが重要な視点と思う。 ②しかし（子どもの）表現も変化していくものと思うので、気持ちの変遷を追っていくようなアセスメントがよいかもしれない。 ③支援の中で、非加害保護者と一緒につけてみるとか共有できる形もありか。
F	①「母は加害者がいないとだめな人だから」と、母自身では決められないことを本人も理解している発言があった。 ②明確に母に怒りを表し非難するような事例は殆どない。母が抑圧されてきたことをみてきているので、母もしんどいと思うというような発言が多い。

(5) 初期対応時「子どもを守れない」と見られた非加害保護者が、のちに「守る」方向に変化した事例

対応・支援経過の中で、「子どもを守る」方向に変化した事例について表10に示す。

そのきっかけは、大きく①被害事実直面（被害事実を伝えた時（A児相）、証拠を目にした、裁判（D児相）や、②外からの介入で、家族関係や生活が大きく変化した時（子どもを保護した（A児相、C児相）、加害者が逮捕（A児相）などである。また、その変化には時間がかかる（C児相、D児相、F児相）が、祖父母に事実を明らかにし、支援枠組みを作ること（B児相）で変化した事例がある。

表 10 当初は「子どもを守れない」と見られたが、「守る」方向へ変化した事例

調査対象機関	
A	①被害確認面接の結果を伝えた時に大きく変わった。 ②被害事実を伝えた時。 ③DVで女性相談機関が対応していて性的虐待疑いの情報があり、児相が子どもを保護した時。 ④家庭引取りは困難という児相の方針を伝えた時。 ⑤加害者が逮捕された時。
B	①介入後、関係機関や親族などで支援枠組みを作ったことで変化したケースがある。 ②非加害保護者の祖父母にも性的虐待の状況について話し、支援者として位置づけていくなど。
C	①児相が職権で保護して「このままでは返せない」と告げた時に変わった。 ②変化には時間がかかるケースがあり、1年ほどかかったこともある。
D	①裁判を通じて変わったことがある。 ②証拠を目にした時。 ③時間（年単位）もある。その真ただ中では冷静に考えられない。 ④子どもが施設入所後に、少しずつ子どもの被害を理解していくこともある。
E	①面接の中では加害者との別れをいったん決意したが、すぐに加害者を守る動きになったケースもある。 ②守る方向に変化する要因としては、母自身の意識、自己肯定感がどうかという事が大きいと思う。
F	①そのように変化する事例は、初期からそうなる。 ②初めのショックの段階を経て、徐々に変わってくる。

3 在宅支援

(1) 一時保護しない場合の支援

一時保護しないケースは、加害者が排除できているケースで、別居し転居したケースは引継ぎを行い支援する（D児相、E児相、F児相）。保護者に知的障がいや精神障がいがある場合は、そこに焦点をあてて支援を組み、家庭児童相談室や母子保健、学校に見守りを頼む（B児相）。しかし児相が持っている社会資源は少なく、児相職員による支援、あるいは児相への距離が遠い場合は学校のスクールカウンセラーにつなぐこともある（A児相）。

表 11 一時保護しないケースへの在宅支援

調査対象機関	
A	①社会資源として、児相が持っているものは少ない。心理通所、児童心理司や保健師による性教育くらい。遠くて通所できない場合は、スクールカウンセラーにつなぐこともある。 ②継続的にケアするには一時保護が一番有効か。 ③理想としては、児童心理司の性教育と児童福祉司の面接をおこなう事。
B	①保護者に知的障がいや精神障がいがある時はそこに焦点をあてていく。 ②保健師の性教育なども行う。 ③他機関とは、子どもが小さければ家庭児童相談室や母子保健と連携し、学童期以降は学校でのモニタリングを中心に対応している。

D	①一保しなかったケースは、加害者が排除できているケース。 ②加害者と別居し転居したケースは、引継ぎし支援する。
E	①加害者と分離して生活できているケースは一保しないことが多い。たとえば出入りさせないとか約束して、警察にも情報提供する。
F	①性的虐待の程度によるが疑わしければ保護が基本。 ②保護時の説明で、児自身が保護に抵抗を示す事例は殆どない。 ③加害者と分けた面接をする。その中で、非加害保護者が事実を受け止めるための支援的ケースワークを実施。

(2) 一時保護解除後、在宅支援になったケースへの支援

表 12 に一時保護解除後の在宅支援を示す。まずは、家庭訪問や通所指導により、加害者との接触がない生活が保たれているかの確認を行う (D 児相、F 児相)。その際 D 児相では、非加害保護者を「安全プラン」の責任者として位置づけ、自身がたてたプランを守っているかの確認を行う。年単位のフォロー期間を経て、大丈夫であれば要対協におろし 18 歳まで見ていく。また、他児相とへの引継ぎの場合は、きちんと確認を取る。学校への引継ぎは要対協で行えるが、その際、保護者にオープンにできたほうが良いと考えているなど、の取り組みを行っている。

表 12 一時保護解除後の在宅支援

調査対象機関	
A	①社会資源として児相が持っているものは少なく、心理通所、心理司・保健師による性教育くらいである。 ②遠くて通所できない場合は、スクールカウンセラーにつなぐこともある。
D	①加害者と分離できているかどうか。 ②祖父母が引き取るなど、加害者との接触がない生活。 ③通所指導をしており、立てた安全プランの検証をしていく。 ④安全プランの責任者として非加害親を位置付ける。安全プランは非加害親がつくりそれを見相が支援する。誓約書となると受動的になるので、主体であることを意識させることが大切。ファミリーグループカンファレンスを親が主導するイメージ。しかし母が安全プランを守らなかった場合は長くなり、通所に来なければ家庭訪問を実施。 ⑤加害親にも指導を行い、近寄れば保護せざるを得ない。 ⑥年単位継続して大丈夫であれば、要対協におろして、18 歳までは見守る。 ⑦所属が変わってもきちんと引き継いでもらい、きちんと引き継いでいるか確認する。 ⑧小学校から中学校への引き継ぎでは、そのことに抵抗を示す親は守る力が弱い。 ⑨学校への引継ぎは要対協の中で引き継げるが、親とオープンにできたほうが良い。親に頼まれる形で引き継げるとよいように思う。
F	①加害者が生活圏内から排除されていることが確認されること。しばらく継続指導、家庭訪問を続けて安全な状態が続いていることを確認する。

4 施設入所ケースへの支援

(1) 入所した子どもへの家族の説明

施設に入所した子どもにとって、家族との関係 (非加害保護者やきょうだいは自分のことをどのように思っているのか、加害者はなんと言っているのか、家族の中で誰が事実を知っているのか

等)は、最も気になる事項である。家族の状況を伝えることは、施設との連携のもと、主として児相のワーカーが行っており、その際に配慮することとして挙げられたのは、「子どもは、児相の人は家のことを話す人というイメージを持っている。子どもの状況を見ながら伝えていくが嘘は言わない(A児相)。経過をきちんと伝えておくほうが最終的に子どもの覚悟に重要と考えている(D児相、F児相)」などである。

(2) 入所後のマネジメント(面会等の条件や配慮)

施設入所後に児相が行うマネジメントとして、面会・外出・外泊がある。表13にその実際を示すが、子どもが面会を受け入れていることが前提で、保護者が面会の条件を守れるかが条件(A児相、D児相)である。その際、「ごめんね」と言える保護者は安心して面会させることができる(D児相)など、アセスメントの実際への言及もある。F児相の「面会を許可できる条件」については、「つながり方」の実際はいくつかあると考えられ、実践上、複数の要因の総合的判断があるものと思われる。

また情短施設における聞き取りからは、「子どもの同意がある場合、非加害保護者だけの面会を進め、非加害保護者をエンパワーメントすることがある。施設職員が、親子の面会の立会をするなかで、養育能力、理解能力などをモニタリングしていく。」ことが語られた。

表13 入所後のマネジメント(面会等の条件や配慮)

調査対象機関	
A	①子どもが面会を受け入れていることが前提で、親が面会の条件を守れる時。 ②初回は立ち合いが基本。
D	①入所時に援助方針を作り、その方針を見ながら面会などのスタートのタイミングを検討など。 ②子ども側の準備性についても配慮(施設生活が続くことを了解できているか)、また子どもの希望を聴く「会ってもいい、会ってみたい」 ③「ごめんね」と言える親には会わせられる。施設に行く時、非加害親が「ごめんね。今安全を作れないから施設で待っていてね」と言えることが望ましい。 ④性的虐待は再統合(加害保護者と一緒に住む)を考えていない
F	非加害保護者が加害親とつながっている以上、面会は許可できない。

(3) 家庭引取りにむけて

家庭引取りは、非加害保護者と加害保護者が別離した時(子どもの安全が確保されたと判断した時)に、引き取りの検討に入る(D児相)。その際、非加害保護者をエンパワーしながら子どもを受容することを促進し、非加害保護者を支援してくれる人(市町村DV担当や弁護士)につなぐ(D児相)。また、児相にて、再統合専門ワーカーや担当係、担当ワーカーで調整しながら、サインズやグループワークを実施する(A児相)。

表14は、引き取り時の、児相と保護者間の話し合いや約束の設定、用いる書式に関する内容である。4児相では、書面での契約や確認を行っている。